

第2号様式(第5条)

(第1面)
開発構想書(新規・変更)

年 月 日

(提出先) 横浜市長		住所 提出者 氏名 電話 () (担当者氏名及び連絡先)						
横浜市開発事業の調整等に関する条例第10条又は第20条第2項後段の規定により、次のとおり開発構想書を提出します。								
開発事業区域に含まれる地域の名称								
標識の設置日		年 月 日						
開発事業区域の面積		m ²						
敷地の概要	区域区分	市街化区域/市街化調整区域						
	用途地域	地域	高度地区	地区				
	その他の地域地区	都市計画施設						
	指定建ぺい率	%		指定容積率 %				
	宅地造成等規制法	規制区域 内・外		その他				
地目別	区分	宅地	農地	山林	官有地	その他	計	
	面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	
	比率	%	%	%	%	%	%	
地域まちづくり計画	都市計画マスタープラン(地区プラン)							
	地区計画	建築協定						
	地域まちづくりプラン	地域まちづくりルール						
その他の計画								
開発事業の目的								
開発事業の種類		開発行為 大規模な共同住宅の建築 市街化調整区域における建築物の建築(敷地面積が3,000m ² 以上) 宅地造成 斜面地開発行為						
開発事業の着工予定年月日		年 月 日	開発事業の完了予定年月日 年 月 日					
土地利用区分	宅地	道路	公園等	排水施設	貯水施設	公益用地	その他	計
面積	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
区域面積に対する比率	%	%	%	%	%	%	%	100%
宅地内利用区分	空地				その他	計		
	道路状	歩道状	広場状	緑化				
	面積	m ²	m ²	m ²	(本) m ²	m ²	m ²	
宅地面積に対する比率	%	%	%	%	%	100%		
切土又は盛土面積						m ²		
土量	搬出・搬入 (m ³)	切土				m ³		
		盛土				m ³		
予定される建築物等								
概要	敷地面積	m ²						
	建築面積	m ²		建ぺい率	%			
	延べ面積(車庫等)	m ² ()		容積率	%			
	高さ	m		住戸数	戸			
	用途			駐車台数	台			
	構造			棟数				
階数 地上 階地下 階								
受付処理欄								
受付年月日		年 月 日						
開発事業受付番号		第 号						

- (注意) 1 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。
 2 印の欄は、記入しないでください。
 3 提出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。
 4 次の図書を添付してください。
 (1) 位置図
 (2) 現況図(地形、開発事業区域の境界、開発事業区域内及び開発事業区域の周辺の公共施設の状況を明示し、縮尺は、2,500分の1以上とすること。)
 (3) 公図の写し
 (4) 土地利用計画図(開発事業区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、横浜市開発事業の調整等に関する条例第18条第2項第1号から第3号まで、第4号ア及び第9号に規定する空地の位置及び形状を明示し、縮尺は、1,000分の1以上とすること。)
 (5) その他市長が必要と認める図書
 5 開発構想書及び図書は、3部(大規模な共同住宅の建築にあっては、4部)提出してください。
 6 標識の状況が分かる写真を添付してください。

開発事業における配慮項目	開発事業計画における開発事業者の見解
1 殊更に小規模な開発事業区域を設定しないこと。	
2 開発事業に伴い必要となる開発事業区域内外の公共施設の整備に関する事。	
3 開発事業区域に伴い必要となる開発事業区域内外の公益的施設の確保に関する事。	
4 開発事業区域に設けた公共施設及び公益的施設の横浜市への引継ぎ等の措置に関する事。	
5 地域まちづくり計画が策定されている場合は、当該計画との整合に関する事。	
6 予定建築物の建築又は工作物及び特定工作物の建設における周辺環境との調和等に関する事。	
7 住宅の建築の用に供する目的で行う開発事業に当たっては、適正な土地利用の維持と良好な居住環境の保全に関する事。	
8 開発事業区域及びその周辺の地域における防犯対策に関する事	
9 開発事業区域及びその周辺の地域における通行の安全に関する事。	
10 開発事業区域及びその周辺の地域における利便の増進に寄与する公益的施設用地の横浜市への譲渡に関する事。	
11 その他	

(注意) 特定大規模開発事業以外の開発事業を行おうとする場合は、開発事業における配慮項目のうち 7 から 10 までについては、記載しないことができます。